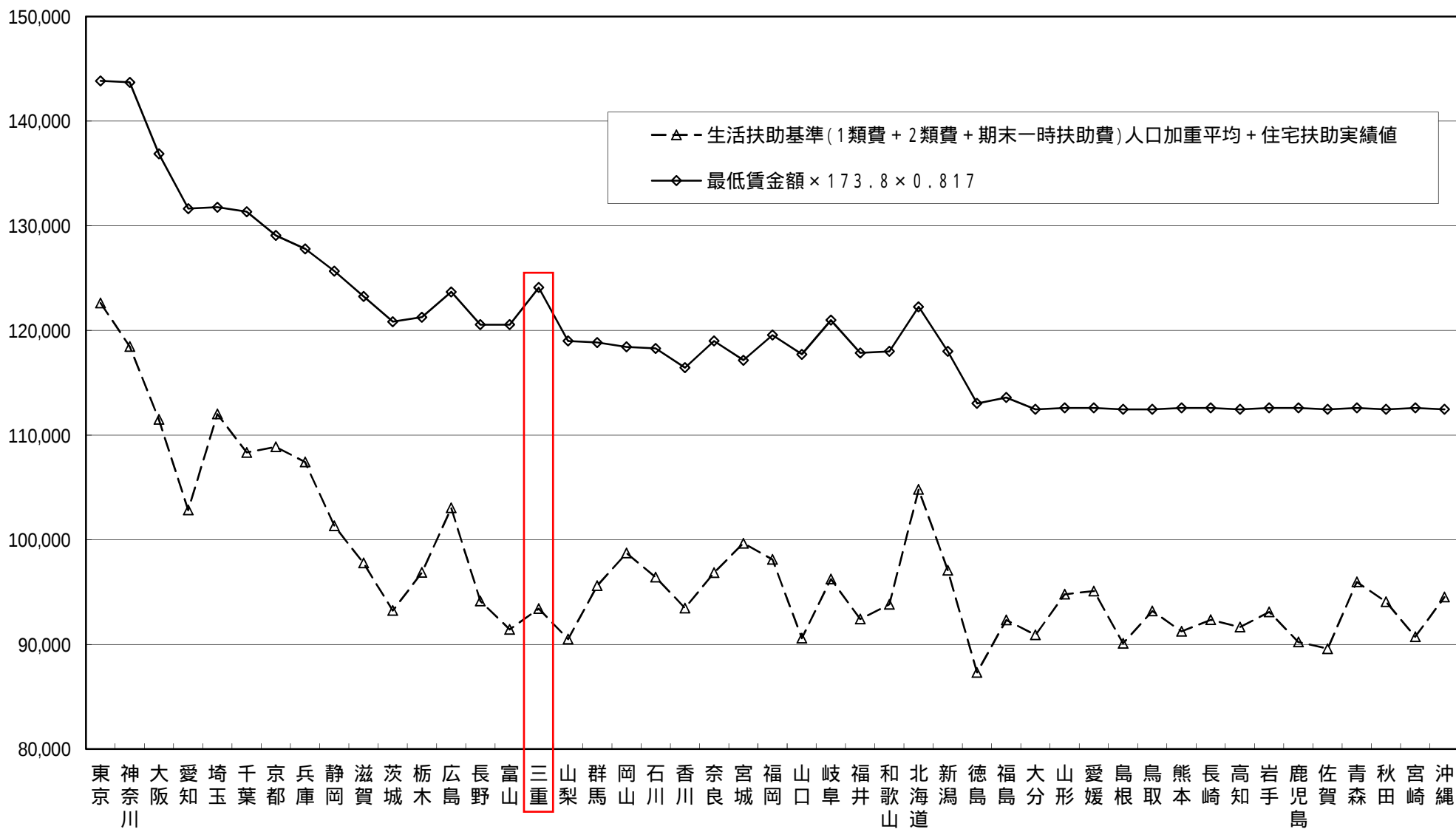


生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

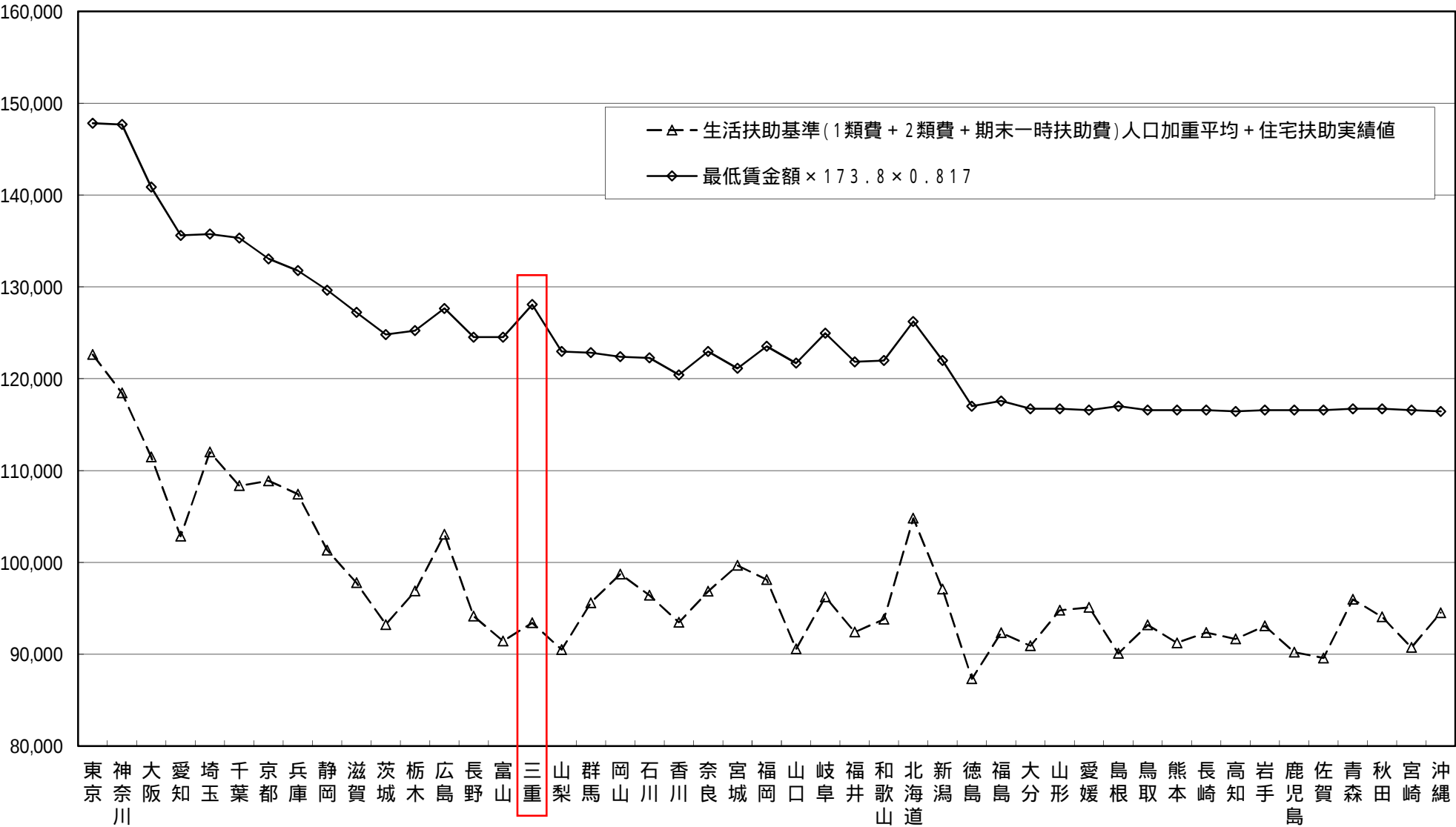
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和2年度のものである。ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。

注4)0.817は時間額792円で月173.8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和2年度(ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。)、最低賃金のデータは令和3年度のものの。
 注4)0.817は時間額792円で月173.8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和2年度 データに基 づく乖離額	令和3年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (= A - B)	(D)	(E) (= C - D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e)	可処分所得 比率の変動 (0.817 - 0.817) による影響額 (e)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e)
北海道	123	28	151	119	32	28	0	4	0
青森	117	29	146	117	29	29	0	0	0
岩手	137	28	165	137	28	28	0	0	0
宮城	123	28	151	120	31	28	0	3	0
秋田	130	30	160	129	30	30	0	0	0
山形	125	29	154	125	29	29	0	0	0
福島	150	28	178	150	28	28	0	0	0
茨城	194	28	222	195	27	28	0	1	0
栃木	172	28	200	171	29	28	0	1	0
群馬	164	28	192	162	29	28	0	1	0
埼玉	139	28	167	136	32	28	0	4	0
千葉	162	28	190	158	32	28	0	4	0
東京	149	28	177	143	34	28	0	6	0
神奈川	178	28	206	171	34	28	0	6	0
新潟	147	28	175	146	29	28	0	1	0
富山	205	28	233	203	30	28	0	2	0
石川	154	28	182	153	29	28	0	1	0
福井	179	28	207	178	29	28	0	1	0
山梨	201	28	229	201	28	28	0	0	0
長野	186	28	214	185	29	28	0	1	0
岐阜	174	28	202	174	28	28	0	0	0
静岡	171	28	199	170	30	28	0	2	0
愛知	203	28	231	200	31	28	0	3	0
三重	216	28	244	215	29	28	0	1	0
滋賀	179	28	207	178	30	28	0	2	0
京都	142	28	170	138	32	28	0	4	0
大阪	179	28	207	173	34	28	0	6	0
兵庫	143	28	171	139	32	28	0	4	0
奈良	156	28	184	155	29	28	0	1	0
和歌山	170	28	198	170	29	28	0	1	0
鳥取	136	29	165	135	30	29	0	1	0
島根	158	32	190	157	33	32	0	1	0
岡山	139	28	167	134	33	28	0	5	0
広島	145	28	173	140	34	28	0	6	0
山口	191	28	219	190	29	28	0	1	0
徳島	181	28	209	181	28	28	0	0	0
香川	162	28	190	161	29	28	0	1	0
愛媛	123	28	151	123	28	28	0	0	0
高知	147	28	175	147	28	28	0	0	0
福岡	151	28	179	147	32	28	0	4	0
佐賀	161	29	190	162	29	29	0	0	0
長崎	143	28	171	142	29	28	0	1	0
熊本	150	28	178	151	28	28	0	0	0
大分	152	30	182	151	31	30	0	1	0
宮崎	154	28	182	154	28	28	0	0	0
鹿児島	158	28	186	157	29	28	0	1	0
沖縄	126	28	154	126	28	28	0	0	0

- 1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- 2 生活保護のデータのうち、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
- 3 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしも $E = e + e + e + e$ とならない。